

○独立行政法人水資源機構任期付職員等の採用及び給与等の特例に関する規程

(令和5年2月6日水機規程令和4年度第15号)

(総則)

第1条 独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)の職員(独立行政法人水資源機構就業規則(水機規程平成15年度第11号。以下「規則」という。)第42条第1項又は第43条第1項に規定された職員を除く。)について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与等の特例は、この規程の定めるところによる。

(任期を定めた採用)

第2条 理事長は、期間を限って業務に従事させることが機構の能率的運営を確保するために必要であるときは、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。

2 理事長は、前項の規定によるほか、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。

(任期)

第3条 前条第1項の規定により採用される職員(以下「任期付職員」という。)の任期は3年を超えない範囲内で、前条第2項の規定により採用される職員(以下「特定任期付職員」という。)の任期は5年を超えない範囲内で理事長が定める。

2 理事長は、任期付職員又は特定任期付職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示する。

第4条 理事長は、任期付職員の任期が3年に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、特定任期付職員の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

(給与に関する特例)

第5条 特定任期付職員の本給は、月額とし、その額は次の本給表に定める額とする。

等級	本給月額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000

2 理事長は、特定任期付職員の等級を、特定任期付職員が従事する業務に応じて決定する。

- 3 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、別に定めるところにより、その本給月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

(適用除外等)

第6条 規則第33条第1項の規定は、任期付職員には、適用しない。

- 2 規則第41条第2項並びに独立行政法人水資源機構職員給与規程(水機規程平成15年度第12号。以下「規程」という。)第4条から第7条まで及び第10条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 3 特定任期付職員に対する規程第11条第1項及び第23条第2項の規定の適用については、規程第11条第1項中「異動等」とあるのは「異動等又は採用」と、規程第23条第2項中「職員の業績手当の額は、次に掲げる額の合計額とする」とあるのは「独立行政法人水資源機構任期付職員等の採用及び給与等の特例に関する規程(水機規程令和4年度第15号)第2条第2項の規定により採用された職員の業績手当の額は、第1号に掲げる額とする」とする。

(細則)

第7条 特定任期付職員の採用要件その他この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年2月6日から実施する。